

## 平成30年度国保制度改正に伴う今後の予定等について

### ★ 平成30年度国民健康保険制度改正の概要

#### 1. 趣旨

国民健康保険が抱える構造的問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度として改正され、平成30年4月より新しい国民健康保険制度が始まりました。

#### 2. 目的

- 県を保険者に加え、財政運営を都道府県単位化し国保財政運営の安定化を図る。
- 県は国保運営方針を定め、県及び市町村の共通認識による一体化の推進と市町村事務遂行の効率化・標準化を図る。

#### 3. 改革の内容

(1)国等の交付拡充による財政基盤の強化

(2)都道府県単位の財政運営による事業運営の安定化

- 都道府県が市町村とともに共同運営（役割分担の明確化）

【都道府県】財政運営の責任主体（保険給付費総額の見込み、納付金の決定・徴収、保険給付費等の交付）

【市町村】住民に身近な業務運営（保険料【税】率の決定・賦課徴収、資格管理、保険給付、保健事業等）

- 納付金制度導入による財政運営

市町村単位（被保険者個人の支え合い）⇒ 県単位（市町村間の支え合い）へ

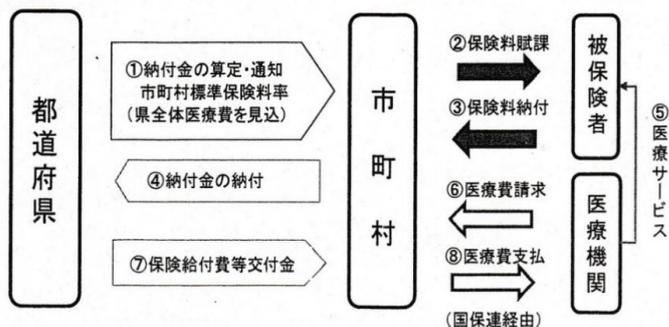
市町村の被保険者数・所得に応じ按分し、医療費水準を反映させる

- 都道府県単位の運営により保険給付費の急増に対応

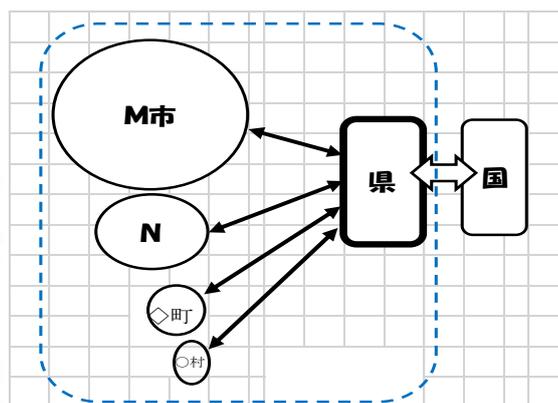
小規模市町村（保険者）にメリット

都道府県の主な役割 【国保財政運営について県内市町村の中心的な役割】	市町村の主な役割 【被保険者の実情を把握したうえで、地域におけるきめ細かい事業を行う】
・国保財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営奉仕に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理（被保険者証等の発行）
・市町村ごとの納付金・標準保険料率を算定	・標準保険料率を参考に保険料率を決定し保険料（税）の賦課・徴収
・保険給付に必要な費用を市町村に支払う	・保険給付の決定、保健事業の実施

#### 【新たな財政運営の仕組み】



※都道府県及び市町村が国保特別会計を設置



#### 4. 国保事業費納付金の算定について

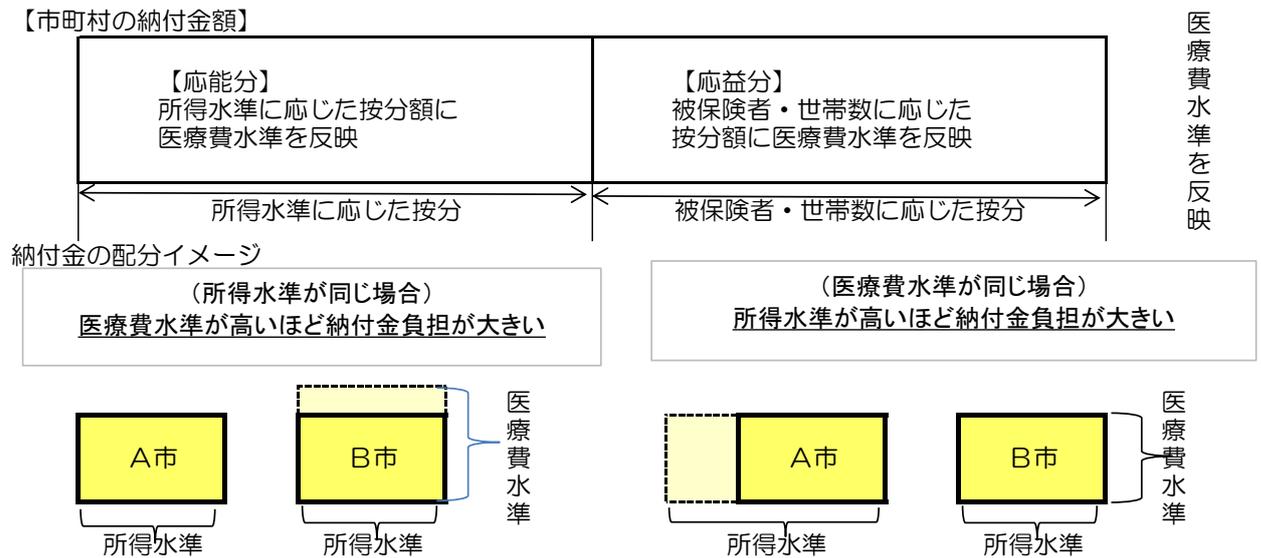
県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。  
市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映  
※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる



#### 5. 市町村標準保険料率について

- 県の標準的な保険料の算定方式は運営方針により3方式(①所得割 ②均等割 ③平等割)を用いて算定。
- これまで県内の多くの市町村は4方式(①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割)で保険料(税)を決定しているため、県は市町村に対し、3方式と4方式の2種類の標準保険料率を通知する。
- 市町村は、県の標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準で保険料(税)率を決定する。  
※ 飯山市は4方式により算定している。
- 県から示される納付金額・標準保険料率についてのスケジュールは今のところ昨年同様の見込み  
※【県⇒市町村】11月中旬…納付金等試算結果の提供、1月下旬…納付金額等確定通知

#### ★ 今後の協議事項に向けて

長野県は「将来的な保険料水準の統一に向けて、中長期的には①市町村毎の医療費水準の保険料負担への反映度の引き下げ、②県が示す標準保険料率に沿った各市町村の保険料率設定、③法定外一般会計繰入の解消を進める」としており、保険料水準の統一に向けたロードマップについて、市町村と意見交換しながら、本年度中に策定する予定で検討を進めるとしています。

飯山市では、現行上記の4方式で国保税を課税していますが、資産割の比重が高いものとなっています。  
このことについて、国保税に占める資産割の段階的引下げ解消を図りつつ、県が示す国保事業費納付金を確保できるように国保税額の改定を今年度実施しました。

引き続き来年度に向けて、適正な国民健康保険税の課税率等について検討を進めていきます。